

**「東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア 2026」
個別相談ブース出展要領**

1 「東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア 2026」開催概要

- (1) 日 時
令和8（2026）年6月17日（水曜日）13時から17時まで
- (2) 場 所
東京都庁第一本庁舎5階 大会議場（東京都新宿区西新宿二丁目8番1号）
- (3) 入 場 料
無料（要事前申込）
- (4) 来場対象者
指定地球温暖化対策事業者
一般管理口座の開設者で排出量取引を希望する法人等
- (5) 開催内容
次の2つを①は大会議場、②は①に隣接したロビーにて同時並行で実施します。
 - ① 大会議場における講演
排出量取引の事例と実績、排出量取引・クレジット等無効化の会計・税務 など
 - ② 個別ブースでの排出量取引の個別相談
東京都の排出量取引制度で利用できるクレジット等の売買やその仲介を取り扱う団体がブースを設け、来場者のうち希望する者に対して、取扱サービスの説明や具体的な売買の相談を行います。また、「総量削減義務と排出量取引制度」相談窓口職員による制度に関する質問ブースも設置します。

2 個別ブースの出展について

- (1) 出展料
無料
- (2) 当日のスケジュール
別紙1のとおり
相談ブースは、13時から17時まで開設予定です。
- (3) 個別相談について
相談ブース内では、来場者と東京都制度における排出量取引についての個別相談（取扱サービスの説明や具体的な売買の相談）を行うことができます。
相談ブース出展に伴う対応人数に制限を設けておりませんが、常に職員が常駐できるように2名以上の登録を推奨します。
相談ブース内においては、社員証等、立場の分かるものを常時着用してください。
- (4) ブースについて
会場レイアウト 別紙2のとおり
ブースの大きさは3m×3m程度を想定しておりますが、出展者数により、変更する場合がございます。詳細なレイアウトについては、出展者数が確定後、別途お知らせいたします。
また、各出展者のブースの設置位置については、くじ引き等により決定します。

【参考】備品設備（変更になる場合がございます。）

長机1台、椅子4脚、パーテーション

- ・ 当該備品設備の使用は無料です。
追加で備品設備が必要な場合は事前に御相談ください。
- ・ 資料の搬入・準備等については、当日の12時30分から可能です。
前日の搬入準備や事前に会場への資料送付等を行うことはできません。
- ・ 個別相談ブース内壁面のスペースは自由に装飾することができます。
- ・ クギ・画びょう・粘着性の強い両面テープ等は使用できません。
- ・ 団体名（社名）を掲示する看板等は事務局で用意いたしますが、持込みも可能です。
- ・ ブース内では、自社のPC等の利用は可能ですが、会場電源の利用可否については、後日お伝えいたします。
- ・ インターネット回線の提供はありません。
- ・ 音響設備等の設置は御遠慮ください。

3 プレゼンテーション（希望者のみ）

- (1) 相談ブース出展者は、大会議場内で実施される講演において、自らの取扱いサービス内容のPRとして、プレゼンテーションを実施いただくことが可能です。1者当たりのプレゼンテーション時間は、5分程度を想定していますが、希望者数により調整いたします。（当日のスケジュールは別紙1を参照）
- (2) プレゼンテーションは、オンライン会議システムを用いた同時配信を予定しております。視聴者は、後日東京都から別途案内がある参加登録をした方に限ります。
- (3) プレゼンテーションにて投影する資料は、東京都が別途案内する期日までに、電子データにて提出いただきますようお願いいたします。
- (4) プレゼンテーションの際に配布資料がある場合には、事前に事務局まで御連絡のうえ、各自御用意願います。事務局での印刷は行いませんので、必要部数や持込方法等について別途御説明いたします。

4 その他の留意事項

- (1) 個別相談ブースでの排出量取引の相談及びプレゼンテーションについては、「総量削減義務と排出量取引制度」に関連する内容であると共に、本セミナー&マッチングフェアの開催趣旨に沿ったものに限ります。開催趣旨に反するものやイベント運営に支障を生じるおそれがある場合については、出展の禁止や内容の修正を命じることがあります。
- (2) 東京都環境局ウェブサイトに掲載予定の出展団体の紹介文について、東京都が別途案内する期日までに、電子データにて提出いただきますようお願いいたします。
- (3) 撤去搬出
ア イベント終了後は、相談ブースを原状復帰し、18時までに会場から退出をお願いいたします。
イ ごみは、各自で必ずお持ち帰りください。
- (4) 開催の変更・中止・補償

- ア 主催者は、天災などの不可抗力により開催日の変更、中止をすることがあります。
ただし、変更・中止によって生じた一切の損害について主催者は一切の責任を負わないものとします。
- イ 出展物の保護については、出展者が各自で行うものとします。
- ウ 相談ブース内外で発生した事故に対して、主催者はその責任を一切負いません。
- エ 搬出入、開催時間中を通じて、出展者の出展に関わる行為で事故が発生した場合は、各出展者が責任を負うものとします。

(5) 禁止行為

- ア 壁・柱・窓・扉・床・備品等への張り紙（掲示）はできません。
- イ 会場内で裸火、ガス及び水の使用はできません。
- ウ 危険物の持込みは禁止です。
- エ 定められた場所以外での飲食・喫煙は禁止です。
- オ その他イベント運営に支障をきたす行為を禁止します。

5 出展資格

次のアからウまでの全てを満たすことが出展者の要件となります。

- ア 東京都での排出量取引又は国等におけるクレジット等の環境価値の取引実績があること。
- イ 東京都制度で一般管理口座を開設していること。
- ウ 反社会的勢力でないこと。

6 申込方法等

(1) 提出書類及び提出方法

次の必要書類をメールで御提出ください。

- ア 個別相談ブース出展申込書【様式1】
- イ 反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書【様式2】
- ウ 国等におけるクレジット等の環境価値の取引実績を証明する書類※（5 出展資格のA後段に該当する場合のみ）

※ 例：クレジット等の移転履歴、契約書の写し等

(2) 提出先

東京都環境局気候変動対策部総量削減課排出量取引担当

e-mail torihiki@kankyo.metro.tokyo.jp

(3) 受付期間

令和8(2026)年4月10日(金曜日)から同年4月27日(月曜日)まで

(4) 出展の決定

応募者の中から書類審査の上、決定いたします。

また、応募者多数の場合には、会場のスペースの関係上、書類審査の後、厳正なる抽選等により決定します。

出展の許諾については、令和8(2026)年5月1日(金曜日)までに、諾否にかかわらず御連絡いたします。

7 問合せ先

東京都環境局気候変動対策部総量削減課排出量取引担当

電話 03-5000-7521

e-mail torihiki@kankyo.metro.tokyo.jp